

平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 祐 孝
(コード番号：6184)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 須 藤 諭 史
(TEL. 03-6262-3521)

「第 32 期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 28 年 4 月 7 日付にてご送付いたしました当社「第 32 期定時株主総会招集ご通知」のうち、添付書類「事業報告」の記載に一部誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 訂正箇所

第 32 期定時株主総会招集ご通知 20 ページ

事業報告 4. 会社役員に関する事項 (1)取締役及び監査役の氏名等 (注) 4

2. 訂正内容 (訂正箇所は下線を付しております。)

訂正前	訂正後
監査役植松則行氏は、公認会計士 <u>及び税理士</u> の資格を有しており、	監査役植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(監査役員の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任) <u>第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役) <u>第33条 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第40条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="908 210 959 237"><u>附則</u></p> <p data-bbox="908 248 1394 304"><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="908 309 1394 441">1 平成28年4月開催の第32期定時株主総会 終結前の社外監査役（社外監査役であった者 を含む。）の行為に関する会社法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約につ ては、なお、従前の例による。</p>